

第10回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成22年1月21日（木） 10:00～11:39

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

みなさん、あけましておめでとうございます。新年を迎え、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今から、今年最初の会議となります第10回地域協議会を開会します。

本日の会議に、久保委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、協議に入ります。次第の2番目、協議事項（1）の「子どもの権利条例素案」について審議したいと思います。この度、町から、これまでの協議経過を踏まえた（仮称）子どもの権利条例の素案とその解説が示されました。事務局からの説明を受けた後に、条例の審議に入りたいと思います。それでは事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

【別紙13 幕別町子どもの権利条例（仮称）構成の説明】

【別紙12 幕別町子どもの権利条例（仮称）逐条解説の説明】

会 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、まず別紙13「条例の構成」に関して審議したいと思います。何かご意見があればお願いします。

会 長

ご意見がなければ、条文の内容を章ごとに審議したいと思います。別紙12の1ページから2ページの「前文」につきまして何かご意見があればお願いします。

会 長

ご意見がなければ、また後ほど全体の審議の中でご意見をうかがいます。次に、3ページから6ページまでの第1章「総則」につきまして何かご意見があればお願いします。

会 長

なければ、次に7ページから15ページまでの第2章「子どもにとっての大切な権利」につきましてご意見があればお願いします。

委 員

8ページの第5条「安心して生きる権利」の(4)「あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること」で初めて「虐待」という言葉が出てきますが、解釈では虐待の用語の定義が出てきていなくて、16ページの第9条「保護者の責務」で始めて用語の定義が出てきますが、最初に「虐待」という言葉が出てくる第5条で用語の説明をした方が良くないのでしょうか。

事務局

条文ではなく解釈についてのご意見ですが、まず初めに用語の定義をご説明します。第2条はこの条例における用語の定義であり、「子ども」とは何歳までなのか、「保護者」とはどういった方を指すのかなど、この条例上の用語の説明が必要なものについて規定していますが、この条例で用いました「虐待」は一般的な解釈と同様ですので第2条では規定していません。ご意見のありました第5条の解釈に説明を記載せず、第9条の解釈に記載したのは、「虐待」だけではなく、「体罰・いじめ」に関してもあわせて説明が必要と考えたためです。ご指摘については、「虐待」の説明は最初に言葉が出てくる第5条に記載した方が良くないので、修正する方向で調整します。

会 長

他に何かご意見があればお願いします。なければ、16ページから21ページまでの第3章「子どもの権利を保障する大人の責務」につきまして発言をお願いします。ご意見がなければ22ページからの27ページまでの第4章「子どもの権利に関する施策の推進」につきまして発言をお願いします。

委 員

27ページの第19条「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」で「相談及び救済のために必要な措置を講じる」としてありますが、低年齢などで相談できない子どもや、どこに相談したら良いのかわからないために相談できない子どもへの対応はどのように考えていますか。

事務局

子どもの意見については、第9条「保護者の責務」では「意見」という表現を使わずに「気持ち」という表現を使っています。これは「意見」を言えるのはある程度の年齢になってからですから、「意見」の言えない低年齢の子どもの場合は、「気持ち」を保護者が受け止めて行かなければならないためです。これらを十分に周知するとともに、意見を言える子どもたちには権利の侵害について相談できる窓口を設置し、SOSを受けとめることを考えています。

委 員

1 ページの「前文」についてですが、「未来の幕別町を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり」となっていますが、子どもは幕別の未来を担わなければならないのではなく、子どもの最善の利益を考えて、子どもの成長のためにこの条例をつくるのに、「未来の幕別町を担う存在になっていくことがすべての町民の願い」と表現することに違和感があります。

事務局

幕別町の条例ですから、子どもたちが、幕別町で育ち、幕別町の行事などに参加するなどして幕別町で育ってよかったと感じて欲しいことと、子どもたちも地域社会の一員として幕別町のまちづくりに参加して欲しいとの思いがあり、幕別町が主眼となっています。

子どもの権利に関する条約に基づく条例ですから、「子どもの最善の利益を目指す」で締めても良いと思いますが、素案では、子どもたちも幕別町のまちづくりの一員となり、大人たちが支えて良いまちづくりをしていって欲しいとの願いからこのような表現にしています。

委 員

私も前文について「未来の幕別町を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり」としていながら、下から2行目では「社会全体で支援し」となっているのは文節が合わないと思います。また、「すべての町民の願いであり」としてありますが「すべての町民」と表現しても良いのでしょうか。

事務局

「すべての町民の願いであり」は、すべての町民にこの条例の主旨を理解していただき、それぞれができる範囲で取り組んで欲しいということから「すべて」と表現していますが、ご意見をもとに文章の表現を再度検討します。

会 長

他に何かご意見があればお願いします。

委 員

この条例も今まで協議してきた次世代育成支援行動計画も、低年齢の子どもには手厚いが、中学生くらいから18歳までの年齢に対しては支援が薄いように思います。20ページの第12条「事業者の役割」で、勤労観や職業観を養うための支援の規定がありますが、中学生や高校生のキャリア教育については、具体例にもあまりありません。子どもと社会との繋がりが難しい時代になっており、これからこの条例の理念を町民に浸透させていくとなった時、子どもと社会との繋ぎに視点を向けて行か

なければならないと思います。

事務局

文部科学省では、引きこもりやニートを含めた34歳くらいまでを支援するという構想が出てきています。中・高校生でも支援を必要とする子どもがいると思いますので、この条例の主旨に基づき高生ままでを含めた支援体制をつくっていくことが必要だと思います。

委員

働く環境は厳しくなっていており、高校を卒業しても就職できない子どもも多くなっており、社会に順応できずに引きこもっていく事例もあります。ワークライフバランスなど理念だけを掲げるのではなく、具体的な計画を策定して行かなければならないと思います。

事務局

育児休業法やワークライフバランスなど、国は法律等をつくって事業所に義務付けていますが、景気がこれだけ悪いと現実問題として企業も対応できないでいます。町としても、普及啓発に努めるほか、条例の理念に基づいて施策を進めていく必要があると考えています。

会長

他に何かご意見があればお願いします。

委員

第4章では、第15条から第17条までは解釈に具体的な記載があるので、できれば第19条「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」にも具体的な記載があった方がイメージが付きやすいと思います。体制はこのようなことを考えているなど、具体的に表示できると良いと思います。

事務局

解釈に関するご意見ですが、相談から救済までの新たな体制は具体的には決まっていないため、「相談を受けて救済する体制を構築する」という表現にとどめています。体制が決まれば相談窓口等を周知したいと思っています。

委員

再度、前文についてですが、「未来の幕別町を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり」は、「幕別町」を「次の社会」とした方が良いと思います。

事務局

子どもたちに幕別町にずっととどまることを拘束するものではなく、早い段階から町にかかわり、未来の幕別町を担ってほしいという意味でこのような表現をして

います。一度、幕別町から出られても、将来は幕別町に戻って来たいと思える町をつくるために、この条例が役割を担えればと思います。前文のご指摘の表現については、検討しますので次回に審議していただきたいと思います。また、あわせて条例の名称についても審議していただきたいと思います。

会 長

他にご意見がございませんか。なければ残りは次回の協議会で協議したいと思います。それでは、次回の日程を事務局からお願いします。

事 務 局

【事務局説明】

会 長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、1月28日（木）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事 務 局

ありません。

会 長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦勞様でした。

○配付資料

- ・ 第10回地域協議会次第
- ・ 別紙12 幕別町子どもの権利条例（仮称）逐条解説
- ・ 別紙13 幕別町子どもの権利条例（仮称）の構成